

大阪市告示第619号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開館及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和8年4月30日

大阪市長 横山英幸

1 臨時開館

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 旭屋内プール 水泳場	令和8年5月12日（火）	午前10時から 午後1時まで
	令和8年5月26日（火）	

2 供用時間の変更

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 旭屋内プール 水泳場 トレーニング場	令和8年5月1日（金）	午前9時から 午後9時30分まで
	令和8年5月4日（月）から 同月6日（水）まで	
	令和8年5月8日（金）	
	令和8年5月11日（月）	
	令和8年5月13日（水）から 同月15日（金）まで	
	令和8年5月18日（月）	
	令和8年5月20日（水）から 同月22日（金）まで	
	令和8年5月25日（月）	

令和8年5月27日（水）から
同月29日（金）まで

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）